

## 令和7年第8回清瀬市農業委員会議事録

令和7年8月26日午前9時00分から午前9時43分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

- |   |      |        |       |       |      |       |  |
|---|------|--------|-------|-------|------|-------|--|
| 1 | 出席委員 | 会 長    | 第10番  | 松村 俊夫 |      |       |  |
|   |      | 会長職務代理 | 第12番  | 小寺 正明 |      |       |  |
|   |      | 第1番    | 齊藤 正樹 |       | 第2番  | 小寺 一壽 |  |
|   |      | 第3番    | 村山 昇  |       | 第4番  | 村野 和博 |  |
|   |      | 第5番    | 村野 正明 |       | 第6番  | 森田 庄司 |  |
|   |      | 第7番    | 中村 正一 |       | 第8番  | 新井 誠子 |  |
|   |      | 第9番    | 村山 孝  |       | 第11番 | 高橋 将則 |  |
|   |      | 第13番   | 坂間 和弘 |       | 第14番 | 土屋 俊治 |  |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 遠田真史・吉富貴晶・山下航平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について  
(2) 農地法の届出について〔4条関係〕  
(3) 農地法の届出について〔5条関係〕  
(4) その他

議 長 定刻になりましたので、令和7年第8回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。  
本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第14番の土屋俊治委員、第1番の齊藤正樹委員となっております。よろしくお願いいたします。議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類となっております。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った土屋委員より下清戸の農地について報告をお願いいたします。

土屋委員 8月13日に事務局の吉富さんと現地調査を行いました。畑は4カ所で1カ所目は多品目の野菜を栽培しており、よく管理されていました。2カ所目と3カ所目は何も栽培しておらず、雑草が残っている状態でした。4カ所目は自宅付近の農地でブルーベリー、ナス、トマト、カボチャ、トウモロコシを栽培しておりましたが、雑草が残っており、全体的に農地の管理状況が思わしくないと判断しました。そのため、申請者へ農地の状況を改善するよう指導しました。その後、申請者より農地の状況を改善したとの連絡があったため、8月21日に再調査しました。雑草が残っていた部分は耕耘されていましたが、放置すればまた雑草が生えてきてしまうため、こまめに除草を行うように伝えました。

議 長 現地調査に行った村野正明委員より中里の農地について報告をお願いいたします

村野正明委員 8月15日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地は除草された形跡がありましたが、道路側にひざ丈ほどの雑草が残っていました。そのため、除草を完了した後に再調査する旨を申請者へ伝えました。その後、申請者より除草が完了したと連絡があったため、8月18日に再調査しました。農地全体が耕耘されており、雑草が残っていなかったので問題ないと思います。

議 長 今回の申請地については、農地パトロールの際に改めて確認するようにしましょう。各委員何か質問等はございますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。  
議案第2号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局よりお願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第7号の規定による自己に

よる農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。7月11日から8月12日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 各委員何か質問等がございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。  
議案第3号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。  
農地法第5条の専決処理報告を事務局よりお願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は4件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。7月11日から8月12日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 各委員何か質問等がございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。  
議 長 議案第4号、その他を議題とさせていただきます。  
(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について事務局で説明をお願いします。

事務局 はい、依頼は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼でございます。購入を希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 会議の報告について

①東京都農業会議臨時総会

令和7年8月19日（火）午後2時30分より吉祥寺エクセルホテル東急で行われました。参加者は私と事務局です。事務局より報告をお願いいたします。

事務局

8月19日、一般社団法人東京都農業会議の令和7年度臨時総会に出席しました。出席者は松村会長及び遠田です。第1号議案、令和7年度収支予算の補正について。第2号議案、理事の補充選任について。第3号議案、農業委員会法第53条に基づく東京都への意見の提出について、それぞれ賛成多数で決議されました。東京都への意見については、東京農業への都民の理解促進、農地の保全と活用を推進する施策の強化、担い手の確保・支援についての施策の強化、相続等による都市農地の減少に歯止めをかけるための国への要望の継続についての意見をあげていくとのことでした。会議の報告としては以上でございます。

議 長

以上が会議の報告でございます。

(3) 会議の日程について

①第9回清瀬市農業委員会

令和7年9月24日（水）午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。以上が会議の日程です。

議 長

(4) 昨月委員会での審議持ち越し案件について

昨月の委員会で持ち越しとなった相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」及び相続税納税猶予制度に基づく「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願」の案件につきまして、改めて現地調査を行ったとのことですので土屋委員より報告をお願いします。

土屋委員

こちらは2件とも同じ農地に対する申請であるため、まとめて報告いたします。先月の委員会後に申請者より除草等が完了したと連絡があり、8月4日に調査しましたが、作物のある箇所雑草が残っていたため、再度所有者に連絡し、農地全体の管理を徹底するよう指導しました。その後、8月21日に事務局

の山下さんと改めて調査しました。農地のほとんどが除草されネギの作付けがされていました。少し雑草が残っている箇所もありましたが、作物が確認できる状態にはなったので問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは承認させていただきます。  
全体を通して質問等はございますか。

委 員 特にありません。

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第8回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。